

代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

契約者の承諾を得ず契約を成立させることは重大な不祥事件です！！

■「未承諾契約」事故の例 ■

- * 募集人は契約者の母親と申込手続きを行い、契約者本人とは面談せず加入意思を全く確認しないで契約を成立させた。
- * 募集人は手続き時に契約者が不在であったが、契約者の妻から「夫の名前で契約するが責任はもつ」と言われ、契約者である夫には何も知らされないまま手続きを進めた。

「未承諾契約」の発生原因

- ①契約者本人に面接せず、本人の意向確認を全く行わなかった。
- ②契約者本人に商品・重要事項等の説明を一切行わなかった。
- ③家族から「契約者が加入すると言った」と聞いただけで加入意思を確認したつもりになり、契約者の意思確認を怠ってしまった。

保険募集の基本行動を徹底しましょう！！



- ①契約者の加入意思・同意の確認
- ②「面接募集」の徹底
- ③申込書・告知書の面前での記入(サイン)
- ④オンライン募集の活用を検討



面接募集！面前での記入！

加入意思・同意の確認！

不祥事件「未承諾契約」の代理店・募集人処分

【未承諾契約】は不祥事件として当局へ届出を行います。
処分は…

- ①募集人⇒「新契約募集停止1か月」または「登録抹消」の処分
- ②代理店⇒「募集手数料削減支払5%1か月」の処分
(標準処分の場合)